

今治市からの鉛製給水管取替工事費 助成制度拡充のお知らせ

鉛製の給水管は、本市では平成元年以前に建てられたお宅で使用されており、通常の水道の使用では問題はありませんが、留守にした時や朝一番の使用時などは、水道水中に極めて微量の鉛が溶け出している恐れがあります。

市では、水道本管の布設替にあわせて取替工事を行い、また、お客さまのご負担で取替える際には5万円を助成するなど、鉛製給水管の解消に努めてまいりましたが、すべてを取替えるには、まだまだかなりの時間を要する見込みです。

そこで、早期解消に向けた取組として、お客さまの負担で取替える際の負担額を軽減し、利用し易い制度とするため、令和3年6月から、助成幅を大幅に拡充します。改正後の助成額は、水道メーター周辺の状況にもよりますが、工事費の大部分をカバーできる見込みとなっておりますので、積極的にご利用ください。

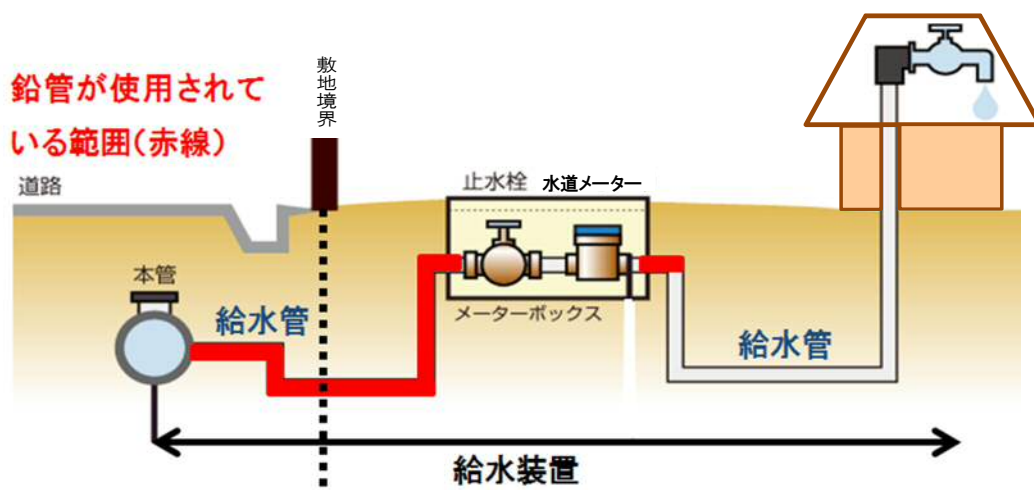
なお、取替工事を行う場合は、今治市指定給水装置工事事業者にご相談ください。

<助成制度>

| | 改正前 | 改正後（令和3年6月から） |
|-----|-------|---|
| 助成額 | 上限5万円 | 道路部分：水道部が積算した範囲内で全額 + 宅地部分：水道部が積算した範囲内で上限10万円 |

*配水管からメーターまでの鉛管（平成元年以前の引き込み管に使用）を全て新しく交換する工事。

1工事あたりで、予算の範囲内での助成となります。市税及び上下水道料金に滞納がある場合は助成されません。



【問い合わせ先】今治市水道部 水道総務課 給水係 Tel 0898-36-1576 Fax 0898-23-0389
又は、水道お客さまセンター Tel 0898-32-6760